会 議 記 録

会議名 建設常任委員会

開催日 平成27年3月3日(火) 開会 午後 1時00分

閉会 午後 3時11分

出席者 委 員 委員長 入 野 登志子

大 谷 好 一 大 出 三 夫 大阿久 岩 人

長 芳孝 海老原 恵 子 岡 賢 治

高 岩 義 祐

議 長 関口孫一郎

傍聴者 青木一男 針谷育造 広瀬昌子

小久保 かおる 白 石 幹 男 針 谷 正 夫

大川秀子 大武真一 永田武志

小 堀 良 江

事務局職員 事務局長 赤羽根 則 男 議事課長 稲 葉 隆 造 主 査 石 塚 誠 主 任 福 田 博 紀

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

道	路		課			長	鈴	木			進
参	事 兼	河川	緑	地	課	長	慶	野			栄
下	水	ij	直	課		長	島	田	好		夫
下	水	道	課	È	:	幹	牧	野	修		_
水	道	業	務	誀	Ę	長	鈴	木	英		夫
水	道	工	務	割	Ę.	長	古	澤	_		豊
都	市	計	画	割	Ę.	長	村	上	隆		_
建	築課					長	枝		富	\equiv	夫
参事兼建築指導課長							市	JII	悦		郎
大平総合支所都市整備課長							天	谷	和		夫
大平総合支所都市建設課長							松	澤	賢		_
藤岡総合支所都市建設課長							安	生	光		宏
西方総合支所産業建設課主幹							坂	田	知		可
都	賀総合	支所	都市	建氰	殳 課	長	荒	井	康		至
岩舟総合支所都市建設課長							水	落	恒		夫

平成27年第1回栃木市議会定例会 建設常任委員会議事日程

 平成27年3月3日
 午後
 1時開議
 全員協議会室

 日程第1
 議案第
 1号
 平成27年度栃木市一般会計予算(所管関係部分)

 日程第2
 議案第
 6号
 平成27年度栃木市下水道特別会計予算

 日程第3
 議案第
 7号
 平成27年度栃木市農業集落排水特別会計予算

 日程第4
 議案第
 8号
 平成27年度栃木市医療福祉モール特別会計予算

 日程第5
 議案第10号
 平成27年度栃木市水道事業会計予算

◎開会及び開議の宣告

○委員長(入野登志子君) ただいまの出席委員は8名で定足数に達しております。

ただいまから建設常任委員会を開会いたします。

(午後 1時00分)

◎議事日程の報告

○委員長(入野登志子君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

平成27年度各会計の予算につきましては、3月9日開催の常任委員会でのスムーズな審査のため、 あらかじめ予算概要の説明聴取をお願いしたいというものであります。予算に対する質疑等審査に つきましては、3月9日開催予定の委員会においてお願いしたいと思いますので、ご了承願います。

◎議案第1号の上程、説明

○委員長(入野登志子君) ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第1号 平成27年度栃木市一般会計予算の所管関係部分の説明聴取を議題といた します。

それでは、当局から説明をお願いいたします。

なお、説明に際しましては、さきに開催した議員全員協議会で報告した事業並びに説明欄に記載されている金額の読み上げを省略し、予算概要の説明のみといたします。説明は着席のままで結構です。

まず、歳出のほうからお願いいたします。

荒井都市建設課長。

○都賀総合支所都市建設課長(荒井康至君) ただいまご上程をいただきました議案第1号 平成27年 度栃木市一般会計予算のうち、所管関係部分につきましてご説明を申し上げます。

まず、予算書の152、153ページをお開きください。 2 款 1 項 5 目財産管理費につきましてご説明を申し上げます。本年度予算額につきましては、 4 億9,556万9,000円であります。

恐れ入ります、次のページ、154、155ページをお開きください。説明欄一番下にございます市有 建築物定期点検業務委託費につきましては、市有建築物の定期点検業務委託費でございます。

恐れ入ります、次のページをお開きください。1行目でございます。長期営繕計画策定事業費に つきましては、市有建築物のデータ保全情報システム利用料でございます。

ちょっと飛びまして、164、165ページをお開きください。12目渡良瀬遊水地対策費につきまして ご説明いたします。本年度予算額は1,289万4,000円でありまして、説明欄をごらんください。下か ら1行目の渡良瀬遊水地対策事業費でありますが、旧谷中村合同慰霊碑における樹木剪定等の業務 委託料及び渡良瀬遊水地ヨシ焼き連絡会への負担金でございます。

続きまして、232、233ページをお開きください。 4 款 1 項 3 目環境衛生費につきましてご説明いたします。本年度予算額は8,760万9,000円でありまして、説明欄をごらんください。中段中ほど 1 行目の水道事業会計繰出金につきましては、無水源簡易水道事業市町村総合交付金が主なものであります。

続きまして、236、237ページをお開きください。5目公害対策費につきましてご説明いたします。 本年度予算額は1億2,178万円でありまして、説明欄をごらんください。上から4行目にございま す生活排水処理構想見直し業務委託費につきましては、社会情勢の変化等を踏まえまして、効率的 な整備手法を選定するために栃木市生活排水処理構想の見直しを行うための業務委託料でありま す。

続きまして、254、255ページをお開きください。6款1項5目農地費につきましてご説明をいたします。本年度予算額は8億13万5,000円でありまして、説明欄をごらんください。中段中ほどの1行目にございます農業集落排水特別会計繰出金につきましては、農業集落排水特別会計へ充当するための繰出金でございます。

続きまして、278、279ページをお開きください。8款1項1目土木総務費につきましてご説明いたします。本年度予算額は4億1,822万円でありまして、説明欄をごらんください。1行目にございます職員人件費につきましては、職員課の所管となりますが、この科目で予算措置をしております職員44人分の給料及び各種手当等の人件費であります。以下、各科目に計上されております職員人件費につきましても同様の内容となりますので、ご説明については省略をさせていただきたいと思います。

次の臨時職員共済費につきましても職員課の所管となり、臨時職員及び非常勤職員の健康保険料 及び厚生年金保険料等の共済費が主なものであります。以下、各科目に計上されております臨時職 員共済費につきましても同様の内容となりますので、説明を省略させていただきます。

次の道路課一般経常事務費(栃木)につきましては、経常的事業でありまして、主に土木設計積 算システムデータ使用料等の〇A機器借上料が主なものでございます。

1事業飛びまして、バリアフリー推進事業費につきましては、バリアフリー特定事業を推進するためのものであり、新栃木駅のエレベーターや障がい者用トイレの設置に対する補助金であります。

次の建築課一般経常事務費及び都市整備課一般経常事務費(大平)以下5事業につきましては、 経常的事業でありますことから説明を省略させていただきます。

次のページをお開きください。2目建築指導費につきましてご説明いたします。本年度予算額は3,422万円でありまして、説明欄をごらんください。2行目にございます狭あい道路整備補助金につきましては、狭あい道路拡張整備促進事業に伴います分筆測量費用及び既存の塀などの撤去費用に対する補助金であります。

次の建築指導事業費につきましては、建築確認指導業務に係る構造計算判定手数料及び民間木造 住宅の耐震診断費に対する補助金並びに民間木造住宅の耐震改修費等に対する補助金が主なもので あります。

- ○委員長(入野登志子君) 鈴木道路課長。
- ○道路課長(鈴木 進君) 次のページをお開きください。続きまして、2項1目道路橋りょう総務 費につきましてご説明いたします。

本年度予算額は1億7,461万1,000円でありまして、右の説明欄をごらんください。上から3行目の道路橋りょう総務事務費(栃木)につきましては、臨時職員1名分の賃金が主なものであります。

続きまして、2目道路維持費につきましてご説明いたします。本年度予算額は2億9,756万5,000円でありまして、右の説明欄をごらんください。2行目の市道維持管理費(栃木)につきましては、道路側溝等道路附帯施設の清掃等に要する作業員480人分の道路補修作業員賃金、自治会等で行った道路愛護作業に対する道路愛護作業員報償金、道路賠償責任保険としての損害保険料等街路樹管理業務、道路附帯施設及び舗装の補修委託業務、栃木駅等の駅前広場の清掃業務、新栃木駅のエレベーターの保守点検管理業務などの道路管理等委託料、常温合材や砕石等の市道補修用資材費、ガードレール、道路反射鏡、側溝ぶた等の交通安全施設補修用資材費及び道路管理上の瑕疵により市が賠償責任を負った場合に支払う損害賠償金が主なものであります。

次の市道各号線舗装補修事業費(栃木)につきましては、入舟町地内の市道A2号線の舗装補修のための工事費であります。

続きまして、次のページをお開きください。1行目の道普請事業費につきましては、項目保存の ためのものであります。

次の市道各号線交通安全施設整備事業費につきましては、市道各号線で交通の安全を図るための ガードレールや区画線などの交通安全施設の整備工事費及び片柳町1丁目地内の市道201号線のカ ラー舗装のための整備工事費であります。

次の電柱移設等事業費につきましては、市道上の電柱で一般交通に著しく支障のある電柱を移設 し、安全で快適な通行を確保するための電柱移設等補償金であります。

次の通学路安全施設整備事業費につきましては、本年度策定いたします栃木市通学路交通安全プログラムに基づきまして実施をいたしますカラー舗装や防護柵設置などの通学路交通安全施設整備工事費であります。

次の舗装修繕事業費につきましては、都賀町家中地内の市道T①-275号線の舗装補修のための 工事費であります。

次の道路付属物点検事業費につきましては、惣社町地内の市道B299号線上にあります歩道橋を 点検するための委託料であります。

次の市道維持管理費(大平)につきましては、道路のパッチング491万円、砂利敷き294万6,000円、

小破小規模修繕491万円、清掃、除草、街路樹管理等委託料などの道路管理等委託料が主なものであります。

次の市道各号線道路維持補修事業費(大平)につきましては、道路の路肩が狭く損傷箇所が連続しております富田地内の通学路で市道〇一26号線の舗装補修工事費及び市道〇一29号線の下水道本復旧工事に合わせ舗装補修工事を行うことに伴う道路管理者相当分の下水道事業への負担金であります。

次の交通安全施設(ゾーン30)整備事業費(大平)につきましては、富田地内大平総合支所南側約20ヘクタールの区域を指定し、時速30キロの交通規制をエリアをかけて安全対策を図ることに伴い、市が補助標示を実施する交通安全施設整備工事費であります。

次の市道維持管理費(藤岡)につきましては、市道維持管理のための2名分の臨時職員賃金、市 道各号線の道路維持補修及び除草業務のための道路管理等委託料、砕石アスファルト合材等の市道 補修用資材費が主なものであります。

次の北坪地区流末排水整備事業費につきましては、藤岡町北坪地内の大雨時における道路排水を 円滑に処理するための測量設計等委託料であります。

次の市道維持管理費(都賀)につきましては、除草委託料及び維持補修、維持修繕業務委託料が 主なものであります。

次の市道各号線舗装補修事業費(都賀)につきましては、都賀町深沢地内の市道T③-187号線の舗装補修工事費であります。

次の市道維持管理費(西方)につきましては、市道の維持補修に要する経費でありまして、道路 管理等委託料及び排水設備保守点検料が主なものであります。

次の市道各号線道路維持補修事業費(西方)につきましては、市道N-3156号線ほかの維持補修に要する工事費であります。

次のページをお開きください。市道維持管理費(岩舟)につきましては、市道の舗装補修費540万円、小破小規模修繕費440万円、清掃除草管理等委託料288万6,000円などの道路管理等委託料が主なものであります。

- ○委員長(入野登志子君) 天谷都市整備課長。
- ○大平総合支所都市整備課長(天谷和夫君) 続きまして、3目道路新設改良費につきましてご説明 いたします。

本年度予算額は9億1,296万2,000円でありまして、右の説明欄をごらんください。3行目の市道 各号線道路改良事業費(栃木)につきましては、市内各号線の道路拡幅等に伴う大塚町地内の市道 119号線道路拡幅工事費として待避所の設置工事が主なものであります。

次の市道209号線道路改良事業費(栃木平井町)につきましては、1級河川永野川にかかる大柳橋西から栃木市斎場までの区間の安全な通行を確保するため、防災安全交付金を導入し、市道拡幅

をするもので、これにかかる市道拡幅用地購入費及び市道拡幅物件移転等補償金が主なものであります。

次の市道C13号線道路改良事業費(栃木大宮町)につきましては、堀ノ内地区の主要な生活道路を整備するための延長60メートルの市道拡幅工事費、並びにこれに伴う市道拡幅用地購入費と市道拡幅物件移転等補償金が主なものであります。

次の市道102号線道路改良事業費(栃木今泉町1丁目)につきましては、県道栃木二宮線交差点から泉寿園までの約150メートルの区間の歩道を整備するための市道拡幅用地購入費及び市道拡幅物件移転等補償金が主なものであります。

次に、4事業飛びまして、市道107号線交通安全施設整備事業費(栃木本町・城内1丁目)につきましては、栃木第四小学校西側を通行する通学児童の安全を確保するため歩道整備するもので、 用地調査等の測量設計等委託料が主なものであります。

次のページをお開きください。1行目の市道D23号線道路改良事業費(栃木皆川城内町)につきましては、県道栃木田沼線から皆川公民館入り口の区間における生活道路6メートルの幅員に拡幅するものであります。用地調査費等のための測量設計等委託料が主なものであります。

次の市道〇一205号線道路改良事業費(大平下皆川)につきましては、幅員が狭い歩道を整備し、 歩行者の安全な通行を確保するための延長100メートルの市道拡幅工事費であります。

次に、1事業飛びまして、市道〇一16号線道路改良事業費(大平西山田)につきましては、狭隘 な市道の道路改良のための延長64メートルの市道拡幅工事費であります。

次に、1事業飛びまして、市道〇一78号線道路改良事業費(大平下高島)につきましては、狭隘 な市道の道路改良のための測量設計等委託料であります。

次の市道〇一159号線道路改良事業費(大平蔵井)につきましては、歩行者の安全な通行を確保するための延長80メートルの歩道整備工事費であります。

次の下皆川・富田土地区画整理事業地内市道新設事業費につきましては、栃木藤岡バイパス下皆川・富田土地区画整理事業地区周辺の通過交通の安全確保や利便性の向上を図るため、地区内の市道が接続するJR両毛線沿いの市道〇一416号線の総延長190メートルのうち残る80メートルの工事費でありまして、本年度をもって本事業は完了を予定しております。

- ○委員長(入野登志子君) 安生都市建設課長。
- ○藤岡総合支所都市建設課長(安生光宏君) 次に、1事業飛びまして、市道F1-15号線外道路改良事業費(藤岡新井新田)につきましては、藤岡町新井新田地内の狭隘な生活道路を拡幅整備するための延長125メートルの市道拡幅工事費及び物件移転など補償金であります。

次の市道F32号線交通安全施設整備事業費(藤岡大前本郷)につきましては、歩行者の安全な通行を確保するため、蓮花川の歩道専用橋を整備するための測量設計など委託料が主なものであります。

次の市道 F21・1の120号線道路改良事業費(藤岡太田北)につきましては、藤岡町太田北地内の生活道路として安全かつ円滑な通行を確保できるよう整備するための市道拡幅工事費及び物件移転など補償金であります。

次の市道 F 1 — 98号線道路改良事業費(藤岡大田和西)につきましては、藤岡町大田和西の地内の生活道路として安全かつ円滑な通行を確保できるよう整備するための市道の拡幅工事費及び物件移転など補償金であります。

次のページをお開きください。上から2行目の市道F3-316号線道路改良事業費(藤岡学校通) につきましては、藤岡町学校通り地内の(仮称)藤岡地域統合保育園の建設に当たり、進入路を拡幅整備するための市道拡幅工事費が主なものでございます。

次の市道各号線道路改良事業費(都賀)につきましては、合戦場地内の市道T②-325号線の側 溝改修工事費が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、市道T①-208号線道路改良事業費(都賀家中)につきましては、拡幅に伴う用地購入費及び物件移転等補償金が主なものでございます。

次の市道T②-442号線道路改良事業費(都賀家中)につきましても、拡幅に伴う用地購入費が 主なものでございます。

次に、1事業飛びまして市道T2号線道路改良事業費(都賀家中)につきましては、測量設計等 委託料でございます。

- ○委員長(入野登志子君) 坂田産業建設課主幹。
- ○西方総合支所産業建設課主幹(坂田知司君) 次の市道各号線道路改良事業費(西方)につきましては、安全な通行を確保するための用地調査委託料、土地購入費であります。

次の市道N-1003号線道路改良事業費(西方金崎)につきましては、安全かつ円滑な通行を確保するための道路拡幅と歩道設置工事に伴う測量設計等委託料であります。

次に、2事業飛びまして、市道各号線道路改良事業費(岩舟)につきましては、市道各号線改良 工事における上水道管移設補償金であります。

次の市道 I 98号線道路改良事業費(岩舟下津原)につきましては、岩舟町下津原地内の狭隘な市道の拡幅工事費が主なものでございます。

次のページをお開きください。市道 I 417号線道路改良事業費(岩舟静和)につきましては、岩 舟町静和地内の狭隘な生活道路の改良工事費が主なものでございます。

次の市道 I 230号線道路改良事業費(岩舟静)につきましては、岩舟町静地内の狭隘な市道の改良工事費が主なものでございます。

次の市道 I 299号線道路改良事業費(岩舟静戸)につきましては、岩舟町静戸地内の主要な生活 道路の整備をするための測量委託料であります。

次の市道 I 94・134・135号線道路改良事業費(岩舟静)につきましては、岩舟町静地内の生活道

路を整備するための測量設計委託料であります。

次の市道 I 139号線道路改良事業費(岩舟静)につきましては、用地等調査業務委託料、市道拡幅用地購入費及び物件移転等補償金が主なものでございます。

続きまして、4目橋りょう維持費につきましてご説明いたします。本年度予算額は8,635万円でありまして、右の説明欄をごらんください。1行目の市道各号線橋りょう維持補修事業費につきましては、市内各号線の橋りょうの欄干等の補修費であります。

次の橋梁長寿命化修繕事業費につきましては、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、市内16橋りょうの維持修繕工事を実施するための補修設計業務委託料であります。

続きまして、5目橋りょう新設改良費についてご説明いたします。本年度予算額は3,237万円でありまして、右の説明欄をごらんください。1行目の市道233号線(永宮橋)橋りょう整備事業費(栃木野中町)につきましては、野中町地内の1級河川赤津川にかかる老朽化が著しい永宮橋をかけかえて、地域の安全安心な通行を確保するもので、橋台1基の築造のための橋梁整備工事費及び取りつけ道路の用地取得のための市道拡幅用地購入費、市道拡幅物件移転等補償金であります。

次の市道〇一430号線(堀ノ内橋)橋りょう整備事業費につきましては、大平町西水代地内の1級河川永野川にかかる老朽化が著しく狭隘な堀ノ内橋について、県の河川改修に伴うかけかえに合わせた橋りょう拡幅のための設計等委託料でありまして、震災による指針等の改正に伴い、修正設計が必要となったためによる本市の負担割合にかかわる県への負担金であります。

- ○委員長(入野登志子君) 慶野河川緑地課長。
- ○参事兼河川緑地課長(慶野 栄君) 次に、294、295ページをお開きください。続きまして、3項1目河川総務費についてご説明いたします。

本年度予算額は4,260万6,000円でありまして、右の説明欄をごらんください。上から2行目の調整池等管理費(栃木)につきましては、惣社東産業団地ほか4カ所にある調整池管理のための土砂撤去並びに除草等に要する管理委託料でございます。

次の河川総務事務費(栃木)につきましては、河川愛護会運営費補助金51万2,000円が主なものでございます。

次の河川維持補修事業費につきましては、大町ほか地内ぬかり沼川河川土砂の撤去工事費と城内町2丁目の城内川の河川維持工事費であります。

次の河川浄化施設管理費につきましては、県庁堀川に設置しておりますポンプ施設の電気代200万円、それと浄化施設の保守点検整備委託料28万5,000円でございます。

次の河川・水路清掃事業費につきましては、水路等の除草作業などを行う際に600人分の賃金及 び暗渠等で清掃が困難な箇所の清掃業務委託料が主なものでございます。

次の河川維持管理費につきましては、大平地域等の都市排水路の除草並びに浚渫などの業務委託 料であります。 次に、1事業飛びまして河川総務事務費(藤岡)につきましては、蓮花川改修促進期成同盟会のほか2団体に対する治水事業等促進活動補助金10万円が主なものでございます。

次の樋管操作委託事業費につきましては、国交省から委託されております渡良瀬遊水地周囲にある11カ所分の樋管管理委託料が主なものでございます。

次の調整池等管理費(都賀)につきましては、合戦場・升塚西部土地区画整理地内調整池の土砂の除去や除草の維持管理委託料が主なものであります。

次の河川総務事務費(岩舟)につきましては、河川補修用材料費が主なものでございます。

続きまして、2目河川改良費につきましてご説明いたします。本年度予算額は4,192万円でありまして、右の説明欄をごらんください。1行目の河川整備事務費(栃木)につきましては、旅費、 需用費、負担金であります。

次の排水路整備事業費(栃木)につきましては、地域の住民の生活環境を保全するため水路等を整備するものでありまして、本町ほか地内、杢冷川用地測量業務委託料と樋ノ口町地内の排水路等の河床整備工事費であります。

次のページ、296、297ページをお開きください。1行目の清水川支川分水路整備事業費につきましては、中心市街地を流れる清水川におきまして浸水被害の軽減を図るための支川の整備、分水を行うもので、箱森町地内の支川、舘野川の改修工事費であります。

次の調整池等管理費(大平)につきましては、大平上牛久地内の上牛久調整池、富田地内のJR 大平下駅前土地区画整理地内調整池等の機能を確保するために清掃等の委託をするものでございま す。

次の主要地方道宇都宮亀和田栃木線地域排水整備事業費(都賀合戦場)につきましては、都賀合戦場地内の県道周辺の浸水被害を防止するため、県が施行する県道の排水整備事業に伴う負担金でございます。

- ○委員長(入野登志子君) 水落都市建設課長。
- ○岩舟総合支所都市建設課長(水落恒夫君) 次のページ、298、299ページをお開きください。続きまして、4項1目都市計画総務費につきましてご説明いたします。

本年度予算額は3億628万2,000円でありまして、右の説明欄をごらんください。2行目の都市計画課一般経常事務費(栃木)につきましては、都市計画図の図面修正等委託料が主なものであります。

次の新都市計画マスタープラン策定事業費につきましては、岩舟町との合併後の新都市計画マスタープラン策定委託料であります。

次に、1事業飛びまして、シビックコア推進事業費につきましては、シビックコア地区整備推進 連絡協議会等の開催に要する経費であります。

次に、1事業飛びまして、開発指導事業費につきましては、開発行為等の指導上に要する経費で

あります。

次の岩舟駅南口整備事業費につきましては、岩舟駅南口整備事業構想の整備検討支援業務委託料が主なものであります。

次の300、301ページをお開きください。2目土地区画整理費につきましてご説明いたします。本年度予算額は1億5,470万6,000円でありまして、右の説明欄をごらんください。1行目の栃木駅周辺地区景観形成基金積立金につきましては、栃木駅周辺地区景観形成基金条例に基づき管理している基金の利子について基金に積み立てるものであります。

続きまして、4目下水道費につきましてご説明いたします。本年度予算額は23億8,997万1,000円でありまして、右の説明欄をごらんください。下水道特別会計繰出金につきましては、下水道特別会計へ充当するための繰出金であります。

- ○委員長(入野登志子君) 枝建築課長。
- ○建築課長(枝 冨二夫君) 続きまして、5目公園費についてご説明いたします。

本年度予算額は4億7,354万9,000円でありまして、右の説明欄をごらんください。上から3行目の都市公園等管理費(栃木)につきましては、第二公園や河川公園等の維持管理業務に要する費用でありまして、公園除草業務のための臨時作業員賃金、芝や樹木剪定及び害虫防除のための公園管理等委託料、トイレ清掃及び浄化槽維持管理業務等のための施設管理等委託料、第二公園や太平山大曲駐車場等の公園等敷地賃借料が主なものであります。

次の総合運動公園管理運営委託費につきましては、栃木市総合運動公園の指定管理者である株式会社メディカルフィットネスとちの木への管理運営委託料であります。

次の総合運動公園管理費につきましては、栃木市総合運動公園の維持管理のための高木剪定などの業務委託料や施設の修繕費が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、太平山県立自然公園施設整備事業費につきましては、太平山県立自然 公園内に設置された見晴台の園地階段等改修工事費であります。

次の生垣設置奨励補助金につきましては、緑化の推進を図るため、生け垣を設置する市民等に対し交付する補助金であります。

次のページをお開きください。上から2行目の都市公園等管理費(大平)につきましては、大平 地域内の運動公園を含む都市公園等85カ所の樹木管理等の公園管理等委託料及びトイレ清掃等の施 設管理委託料と街区公園やミニ公園の遊具改修などの公園改修工事費のほか、各公園の電気、水道 料や消耗品等の需用費1,724万5,000円などであります。

次の都市公園等管理費(藤岡)につきましては、26カ所の都市公園等の除草及び清掃業務などの 公園管理等委託料が主なものであります。

次の藤岡渡良瀬運動公園管理費につきましては、公園除草及びトイレ清掃業務などの清掃管理等 委託料が主なものであります。 次の藤岡スポーツふれあいセンター管理費につきましては、施設の光熱水費165万円、清掃管理業務や警備保障業務などの施設管理委託料86万2,000円が主なものであります。

次のつがの里管理運営費につきましては、嘱託員報酬、臨時職員賃金及び清掃・管理委託料など の管理運営に要する費用でございます。

次の都市公園等管理費(都賀)につきましては、都市公園等施設修繕費が主なものであります。 次のつがの里公園整備事業費につきましては、転落防止用フェンス設置等工事費であります。

次の都市公園等管理費(西方)につきましては、公園施設の維持補修に要する経費でありまして、 植栽管理等にかかわる公園管理等委託料が主なものであります。

次の都市公園等管理費(岩舟)につきましては、都市公園及び街区公園の施設管理等委託料が主なものであります。

次の岩舟総合運動公園管理費につきましては、総合運動公園施設内備品の修繕料等であります。 次の岩舟総合運動公園施設整備事業費につきましては、岩舟総合運動公園に移動式の防球フェンスやベンチなどソフトボール用具を2組備品として購入するものであります。

次のページをお開きください。続きまして、6目まちづくり事業費につきましてご説明いたします。本年度予算額5,793万3,000円でありまして、当委員会所管部分につきましては、全て主要事務事業のため説明を省略させていただきます。

続きまして、308、309ページをお開きください。5項1目住宅管理費につきましてご説明いたします。本年度予算額は3億992万1,000円でありまして、右の説明欄をごらんください。2行目の改良住宅管理費(栃木)につきましては、改良住宅敷地の不動産賃借料等であります。

次に、1事業飛びまして、市営住宅共通管理費(栃木)につきましては、指定管理者への市営住 宅管理運営委託料、各市営住宅の敷地賃借料が主なものであります。

次に、県営住宅敷地賃借費につきましては、県営大宮住宅及び県営城内南第2住宅敷地の不動産 賃借料であります。

次に、同和対策住宅新築資金等借入償還基金積立金につきましては、基金利子の積立金であります。

次に、1事業飛びまして、あったか住まいるバンク事業費につきましては、空き家バンクの利用 の補助金が主なものであります。

次の市営住宅耐震診断事業費につきましては、城内南市営住宅耐震診断業務委託料であります。 次に、2事業飛びまして、改良住宅管理費(大平)につきましては、改良住宅の16戸の維持補修 費44万7,000円及び住宅敷地4棟分1,833.3平方メートルの不動産賃借料55万3,000円であります。

次の高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業補助金につきましては、高齢者の居住安定確保のため、 高齢者向け優良賃貸住宅50戸の入居者に対し、月額1万円を上限に助成する家賃補助であります。 次の岩舟西根南市営住宅管理費につきましては、市営住宅の修繕費等であります。 続きまして、316、317ページをお開きください。 9 款 1 項 3 目消防施設費につきましてご説明いたします。本年度予算額は 3 億1, 133 万2, 000 円でありまして、右の説明欄をごらんください。 1 行目の水道事業会計繰出金につきましては、消火栓設置費や維持管理負担金であります。

続きまして、370、371ページをお開きください。11款2項1目道路橋りょう災害復旧費及び2目 河川災害復旧費につきましては、いずれも項目保存のためのものであります。

以上をもちまして所管部分の歳出についての説明を終わります。

○委員長(入野登志子君) ありがとうございました。

ここで暫時休憩をいたします。 2 時 5 分再開いたします。ここで説明の終了した執行部の方々は ご退席願います。大変ご苦労さまでした。 2 時 5 分開催といたします。

(午後 1時50分)

○委員長(入野登志子君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時05分)

- ○委員長(入野登志子君) 歳入の説明をお願いいたします。村上都市計画課長。
- ○都市計画課長(村上隆一君) 歳出に引き続きまして歳入の所管部分についてご説明いたします。 72、73ページをお開きください。13款1項7目1節道路橋りょう使用料につきましては、右の説明欄をごらんください。1行目の道路使用料(栃木)につきましては、道路占用料徴収条例に基づく東京電力やNTTの電柱などの道路占用料でありまして、下の道路使用料、大平、藤岡、都賀、西方、岩舟の各地域につきましても同様のものであります。

次の道路管理施設敷地使用料につきましては、城内町2丁目地内の道路課所管の車庫及び資材置き場における東京電力、NTTの電柱の敷地使用料であります。

次の駅連絡通路施設使用料につきましては、新栃木駅の東西自由通路及び栃木駅の南北連絡通路 における広告掲示板使用料であります。

次の法定外公共物使用料(栃木)につきましては、法定外公共物管理条例に基づく認定外道路の 使用料であり、下の大平ほか各地域につきましても同様のものであります。

次の道路事業等敷地使用料につきましては、道路事業用地として取得済み土地における電柱占用 等の使用料であります。

次のページをお開きください。続きまして、2節河川使用料につきましては、右の説明欄をごらんください。1行目の法定外公共物使用料(栃木)につきましては、法定外公共物管理条例に基づき、市有水路敷きにおける東京電力やNTTの電柱などの使用料であり、各地域につきましても同様でございます。

次に、3節都市計画使用料につきましては、右の説明欄をごらんください。1行目の都市公園等 占用使用料(栃木)につきましては、都市公園等における東京電力、NTT電柱等の占用使用料で ありまして、各地域につきましても同様のものであります。

次の総合運動公園占用使用料につきましては、栃木市総合運動公園内における電柱等の占用使用料であります。

次の公園使用料(栃木)につきましては、公園内における花祭り等イベントの露天商出店及び撮 影等の行為に伴う使用料であります。

続きまして、4節公園使用料につきましては、右の説明欄をごらんください。1行目の藤岡スポーツふれあいセンター敷地使用料につきましては、東京電力の電柱の敷地使用料であります。

次のふるさとセンター・プラザ・体験交流館使用料につきましては、つがの里内のバーベキュー 場やバッテリーカーなどの使用料であります。

次の西方総合公園使用料につきましては、西方総合公園内施設における管理棟会議室などの使用 料であります。

続きまして、5節住宅使用料につきましては、右の説明欄をごらんください。1行目の市営住宅 使用料につきましては、市営住宅18団地936戸分の住宅使用料であります。

次の改良住宅使用料につきましては、改良住宅4団地19戸分の住宅使用料であります。

次の市営住宅駐車場使用料につきましては、市営住宅5団地344台分の駐車場使用料であります。 次の特定公共賃貸住宅使用料につきましては、特定公共賃貸住宅2団地30戸分の住宅使用料であります。 ります。

次の特定公共賃貸住宅駐車場使用料につきましては、特定公共賃貸住宅2団地44台分の駐車場使 用料であります。

次の市営住宅等敷地使用料につきましては、市営住宅敷地内にあります東京電力、NTTの電柱などの敷地占用使用料であります。

次の市営住宅使用料滞納繰越分、次のページの1行目、改良住宅使用料滞納繰越分、次の市営住 宅駐車場使用料滞納繰越分につきましては、いずれも平成26年度以前の各使用料であります。

続きまして、88、89ページをお開きください。2項6目1節土木管理手数料につきましては、右の説明欄をごらんください。建築基準法に基づく確認申請等手数料、長期優良住宅認定手数料及び低炭素建築物認定手数料等の収入をそれぞれ見込んだものであります。

次に、2節道路橋りょう手数料につきましては、右の説明欄をごらんください。1行目の道路台 帳閲覧等手数料(栃木)につきましては、申請に基づく切り絵図や道路台帳の閲覧等手数料であり ます。以下の各地域につきましても同様のものであります。

続いて、3節都市計画手数料につきましては、右の説明欄をごらんください。1行目の都市計画 関係証明手数料(栃木)につきましては、用途地域等の証明手数料を見込んだものであります。 3行飛びまして、各地域につきましても同様のものであります。

戻りまして、上から2行目の屋外広告物等許可申請手数料につきましては、屋外広告物許可申請 にかかわる手数料を見込んだものであります。

次の優良宅地認定手数料と開発行為等許可申請手数料につきましては、それぞれ手数料の収入を 見込んだものでございます。

- ○委員長(入野登志子君) 松澤都市建設課長。
- ○大平総合支所都市建設課長(松澤賢一君) 続きまして、92ページ、93ページをごらんください。 表1番目の4段目、14款1項4目1節公共土木施設災害復旧費負担金でありますが、説明欄1行目 の道路橋りょう災害復旧事業負担金と次の河川災害復旧事業負担金につきましては、項目保全として計上したものであります。

次に、96ページ、97ページをごらんください。表2段目の14款2項3目1節保健衛生費補助金の うち所管関係部分につきましては、説明欄2行目の汚水処理施設整備交付金でありまして、合併処 理浄化槽設置補助事業費に対する交付金と、生活排水処理構想見直し業務に対する交付金でありま す。

次に、4目1節道路橋りょう費補助金でありますが、説明欄1行目の防災・安全交付金につきましては、市道209号線道路改良事業(栃木平井町)及び市道102号線道路改良事業(栃木今泉町1丁目)、市道114号線道路改良事業(栃木吹上町・宮町・皆川城内町)、市道A1号線交通安全施設整備事業(栃木入舟町)、市道106号線交通安全施設整備事業(栃木大宮町)、市道O-527号線歩道整備事業(大平新)、市道233号線(永宮橋)橋りょう整備事業(栃木野中町)、市道 I 388号線道路改良事業(岩舟静)、市道 I 139号線道路改良事業(岩舟静)など市道 9 路線の整備事業と橋梁長寿命化修繕事業及び舗装修繕事業、道路付属物点検事業に対する交付金であります。

次の社会資本整備総合交付金(快適な社会基盤整備)につきましては、市道 F 6 号線道路改良事業(藤岡富吉 1 区)に対する交付金であります。

次に、2節都市計画費補助金でありますが、説明欄の社会資本整備総合交付金(新大平下駅前地区)につきましては、新大平下駅前第2土地区画整理事業の実施に伴う業務委託及び物件移転等補償金など、補助対象事業費に対する交付金であります。

次に、3節住宅費補助金でありますが、1行目の市営住宅リフレッシュ事業社会資本整備総合交付金につきましては、屋根瓦ふきかえ工事や屋上防水、外壁、配水管工事などに対する交付金であります。

次の定住希望者住宅新築補助事業社会資本整備総合交付金につきましては、定住希望者住宅新築 補助に対する交付金であります。

次の市営住宅耐震診断事業社会資本整備総合交付金につきましては、城内南市営住宅の耐震診断 業務委託料に対する交付金であります。 次の住宅・建築物安全ストック形成事業社会資本整備総合交付金につきましては、民間木造住宅の耐震診断や耐震改修費及び大平児童館の耐震診断などに対する交付金であります。

次に、98ページ、99ページをごらんください。説明欄1行目の高齢者向け優良賃貸住宅供給促進 事業社会資本整備総合交付金につきましては、医療福祉モール内の高齢者向け優良賃貸住宅の家賃 減額補助に対する交付金であります。

次に、100ページ、101ページをごらんください。表1番目の14款3項3目1節河川費委託金でありますが、説明欄の樋管操作委託金につきましては、渡良瀬遊水地、周囲にあります樋管11カ所分の操作委託金であります。

次に、108ページ、109ページをごらんください。15款2項3目1節保健衛生費補助金のうち所管 関係部分につきましては、説明欄最終8行目の合併処理浄化槽設置費補助金でありまして、合併処 理浄化槽設置補助事業に対する補助金であります。

次に、112ページ、113ページをごらんください。表1行目の15款2項5目1節土木総務費補助金でありますが、説明欄の鉄道駅バリアフリー化補助金につきましては、新栃木駅のエレベーターと障がい者用トイレの設置費に対する補助金であります。

次に、2節公園費補助金でありますが、説明欄の自然公園等施設整備事業費補助金につきまして は、太平山県立自然公園内にあります見晴台園地階段等改修工事費に対する補助金であります。

次に、3節住宅費補助金でありますが、説明欄1行目の住宅新築資金等貸付助成事業補助金につきましては、貸付金償還事務に対する補助金であります。

次の民間住宅耐震診断助成事業補助金につきましては、民間木造住宅の耐震診断費等に対する補助金であります。

次の民間住宅耐震改修助成事業補助金につきましては、民間木造住宅の耐震改修費に対する補助金であります。

次に、114ページ、115ページをごらんください。表下段の16款1項1目1節土地建物貸付収入の うち所管関係部分につきましては、説明欄下から2行目の永野川緑地公園自動販売機設置収入であ りまして、永野川緑地公園内に設置されております自動販売機5台分の設置収入であります。

次の総合運動公園自動販売機設置収入につきましても、栃木市総合運動公園内に設置されております自動販売機24台分の設置収入であります。

次に、116ページ、117ページをごらんください。説明欄下から9行目の大平運動公園自動販売機 設置収入につきましては、大平運動公園内に設置されております自動販売機13台分の設置収入であ ります。

次に、最終行にあります藤岡スポーツふれあいセンター自動販売機設置収入につきましては、藤岡スポーツふれあいセンター内に設置されております自動販売機2台分の設置収入であります。

次に、118ページ、119ページをごらんください。説明欄上から9行目になります。つがの里自動

販売機設置収入につきましては、つがの里内に設置されております自動販売機 6 台分の設置収入であります。

次に、下から7行目になりますが、西方総合公園自動販売機設置収入(産業建設課)(西方)に つきましては、西方総合公園内に設置されております自動販売機1台分の設置収入であります。

次に、2目1節利子及び配当金のうち所管関係部分につきましては、次の120ページ、121ページ をごらんください。説明欄下から11行目になります。栃木駅周辺地区景観形成基金利子につきましては、基金の利子収入を見込んだものであります。

次に、下から4行目の同和対策住宅新築資金等借入償還基金利子につきましても、基金の利子収入を見込んだものであります。

次に、124ページ、125ページをごらんください。18款1項4目1節医療福祉モール特別会計繰入金でありますが、説明欄の医療福祉モール特別会計繰入金につきましては、医療福祉モール特別会計への剰余金を一般会計に繰り入れするものであります。

次に、128ページ、129ページをごらんください。表3番目下段の20款3項6目1節住宅費貸付金元利収入でありますが、説明欄1行目の住宅新築資金貸付金元利収入及び次の宅地取得資金貸付金元利収入につきましては、各貸付金の元金と利子の収入であります。

次の住宅新築資金貸付金元利収入滞納繰越分と次の130ページ、131ページ、1行目の住宅改修資金貸付金元利収入滞納繰越分及び次の宅地取得資金貸付金元利収入滞納繰越分につきましては、平成26年度以前の各貸付金の元金と利子の収入であります。

- ○委員長(入野登志子君) 市川建築指導課長。
- ○参事兼建築指導課長(市川悦郎君) 続きまして、20款4項2目1節土木管理費受託事業収入につきましては、右の説明欄をごらんください。住宅金融支援機構業務委託収入につきましては、項目保存であります。

次に、5項2目1節弁償金につきましては、右の説明欄をごらんください。市営住宅使用料等損害賠償金につきましては、市営住宅入居許可取り消し後から退去までの期間に係る住宅使用料等相当の損害賠償金のための項目保存であります。

続きまして、4目2節雑入につきましてご説明いたします。134、135ページをお開きください。 上から7行目の道路賠償責任保険料等(道路課)につきましては、市道上における管理瑕疵による 事故等の保険金等であります。

次の電気料分担金等(河川緑地課)につきましては、栃木市総合運動公園内に国土交通省が設置 しているGPS観測システム機器の電気料分担金であります。

次の都市計画図売払収入等につきましては、都市計画図の売払収入を見込んだものであります。 次の県営住宅敷地転貸料等(住宅課)につきましては、県営大宮住宅と城内南第2住宅の敷地の 転貸料であります。 次のページをお開きください。下から11行目の都市計画図売払収入等(都市建設課)(大平)、下から4行目の同じく(都市建設課)(藤岡)、次の138、139ページ上から3行目の同じく(都市建設課)(都賀)、下から7行目の同(産業建設課)(西方)一番下の同じく(都市建設課)(岩舟)につきましても、都市計画図面等の売払収入であります。

次に、戻りまして、上から2行目のつがの里花彩祭出店店舗水道料等(都市建設課)(都賀)に つきましては、つがの里花彩祭出店店舗の水道等使用料金の収入であります。

以上をもちまして所管部分の歳入についての説明を終わります。

◎議案第6号の上程、説明

○委員長(入野登志子君) 次に、日程第2、議案第6号 平成27年度栃木市下水道特別会計予算の 説明聴取を議題といたします。

それでは、当局からの説明を求めます。

島田下水道課長。

○下水道課長(島田好夫君) ただいまご上程いただきました議案第6号 平成27年度栃木市下水道 特別会計予算についてご説明いたします。

予算書は31ページをお開きください。平成27年度栃木市の下水道特別会計の予算は、次に定める ところによるというものであります。

第1条は、歳入歳出予算でありまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51億6,716万2,000円と定めるというのであり、第2項は歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるというものであります。

第2条は、債務負担行為でありまして、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によるというものであります。

第3条は、地方債でありまして、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」によるというものであります。

第4条は、一時借入金でありまして、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は8億円と定めるというものであります。

次に、34ページをお開きください。第2表、債務負担行為でありまして、まず平成27年度栃木市 水洗便所改造資金利子補給補助金につきましては、期間は平成28年度から平成31年度まで、限度額 は59万7,000円であります。

次の平成27年度固定資産調査及び公営企業会計移行事務支援業務委託につきましては、期間は平成28年度から平成29年度まで、限度額は3,977万8,000円であります。

次に、35ページは、第3表、地方債でありまして、起債の限度額は、公共下水道事業は8億6,350万円、流域下水道事業では7,610万円、限度額の合計は9億3,960万円であります。起債の方法につきましては、普通貸借または証券発行とし、利率は4%以内、償還の方法は記載のとおりであります。

次に、歳入歳出予算についてご説明いたします。まず、歳出からご説明いたしますので、予算書の614、615ページをお開きください。1款1項1目一般管理費でありまして、中ほどの財源内訳欄のその他特定財源は、下水道使用料、受益者負担金及び下水道手数料であります。右の説明欄をごらんください。まず、職員人件費につきましては、職員課所管となりますが、下水道課職員27名分の人件費であります。

次の県市町村総合事務組合負担金(退職手当)につきましても、同じく職員課所管となりますので、説明は省略させていただきます。

次の使用料徴収事務委託費につきましては、下水道使用料の徴収事務を水道事業へ委託する委託 料であります。

次の下水道課一般経常事務費につきましては、受益者負担金の電算処理委託料、OA機器借上料などの経常的事務費であります。

次の受益者負担金一括納付報奨金につきましては、受益者負担金の前納者に対する報奨金であります。

次の消費税及び地方消費税につきましては、下水道使用料に含まれております消費税を納付する ものであります。

次の公営企業会計移行業務委託費につきましては、国による公営企業会計移行への義務化に対応するため、資産管理に伴う下水道施設の固定資産調査並びに施設台帳管理システムの構築及び下水道台帳作成などの業務委託料であります。

次の公共下水道普及対策事業費につきましては、特定事業所等の水質調査業務委託料及び水洗便 所改造資金の融資に対する利子補給補助金35万5,000円が主なものであります。

続きまして、618、619ページをお開きください。2款1項1目公共下水道管理費でありまして、中ほどの財源内訳欄のその他特定財源は、下水道使用料であります。右の説明欄をごらんください。公共下水道施設管理費につきましては、管渠やマンホールポンプ等の下水道施設の維持管理費でありまして、汚水流量測定や水質分析などの水質調査委託料、管渠調査業務委託料、管渠清掃委託料、71カ所のマンホールポンプ場保守点検業務委託料及び管渠保守マンホールぶたの調整、汚水管渠移設などの管渠工事費が主なものであります。

次に、2目公共下水道建設費でありまして、中ほどの財源内訳欄のその他の特定財源は、受益者 負担金及び事業費負担金であります。右の説明欄につきましては、主要事務事業でありますので、 説明は省略させていただきます。

続きまして、620、621ページをお開きください。3款1項1目流域下水道事業費でありまして、

中ほどの財源内訳欄のその他特定財源は、下水道使用料であります。右の説明欄をごらんください。 まず、流域下水道維持管理負担金につきましては、県の流域下水道の巴波川処理区並びに大岩処理 区の汚水処理のうち栃木市が負担する維持管理負担金であります。

次の流域下水道建設負担金につきましては、流域下水道の巴波川処理区並びに大岩処理区の浄化 センター並びに管渠及び資源化工場の建設事業のうち栃木市が負担する建設負担金であります。

続きまして、622、623ページをお開きください。 4 款 1 項 1 目元金でありまして、右の説明欄の 市債償還元金につきましては、これまで下水道事業のため借り入れました市債の元金償還金507件 分であります。

次に、2目利子でありまして、中ほどの財源内訳欄のその他特定財源は、下水道使用料であります。

右の説明欄の市債償還利子につきましては、これまで借り入れました市債の償還利子520件分であります。

続きまして、624、625ページをお開きください。5款1項1目予備費であります。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入に移らせていただきますので、608、609ページをお開きください。1款1項1目1節下水道受益者負担金につきましては、右の説明欄の各地域の下水道受益者負担金でありまして、平成23年度賦課分から平成27年度賦課分までの分割及び一括納付額であります。

次の2目1節事業費負担金につきましては、右の説明欄の事業費負担金でありまして、他事業が 行うべき舗装本復旧部分を下水道事業で一括施工することに伴う他事業からの負担金であります。

次に、2款1項1目1節下水道使用料につきましては、右の説明欄の各地域の下水道使用料でありまして、下水道使用世帯及び新規接続を見込んだ使用料及び2段目の下水道施設土地使用料につきましては、東京電力等からの電柱支柱線の土地使用料3件分であります。

次に、2項1目1節下水道手数料につきましては、右の説明欄の1行目の排水設備計画確認手数料と、次の排水設備検査手数料については、それぞれ1,000件分を予定しております。

1つ飛びまして、排水設備指定工事店登録手数料につきましては、市の指定工事店として新規登録及び更新する際の登録手数料80件分であります。

次に、610、611ページをお開きください。3款1項1目1節下水道費補助金につきましては、右の説明欄をごらんください。1行目の社会資本整備総合交付金(下水道)につきましては、公共下水道雨水渠整備事業に対する補助率2分の1の国庫交付金であります。

次の汚水処理施設整備交付金につきましては、公共下水道建設事業に対する補助率2分の1の国 庫交付金であります。

次に、4款1項1目1節一般会計繰入金につきましては、右の説明欄の一般会計繰入金でありまして、下水道特別会計における財源として一般会計から繰り入れさせていただくものであります。

次に、5款1項1目1節前年度繰越金につきましては、右の説明欄の前年度繰越金でありまして、 前年度からの繰越金であります。

次に、612、613ページをお開きください。6款1項1目1節預金利子につきましては、右の説明欄の預金利子でありまして、本会計における預金利子であります。

次に、2項1目1節雑入でありまして、右の説明欄の1行目の雑入につきましては、他事業に伴い公共汚水ます移設工事を行った際の物件移設補償金であります。

次の下水道受益者負担金相当額納付金につきましては、下水道整備区域に隣接している区域外からの納付金であります。

次の消費税及び地方消費税還付金につきましては、項目保存であります。

次に、7款1項1目1節公共下水道債につきましては、右の説明欄の公共下水道建設事業債でありまして、公共下水道建設事業に対する起債であります。

次に、2目1節流域下水道債につきましては、説明欄の流域下水道建設事業債でありまして、流域下水道建設事業に係る本市負担額に対する起債であります。

以上で平成27年度栃木市下水道特別会計予算についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長(入野登志子君) 以上で当局の説明は終わりました。

◎議案第7号の上程、説明

○委員長(入野登志子君) 次に、日程第3、議案第7号 平成27年度栃木市農業集落排水特別会計 予算の説明聴取を議題といたします。

それでは、当局からの説明を求めます。

牧野下水道課主幹。

○下水道課主幹(牧野修一君) ただいまご上程いただきました議案第7号 平成27年度栃木市農業 集落排水特別会計予算についてご説明いたします。

予算書の37ページをお開きください。平成27年度栃木市の農業集落排水特別会計の予算は、次に 定めるところによるというものであります。

第1条は、歳入歳出予算でありまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億6,572万6,000円と定めるというものであり、第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるというものであります。

第2条は、債務負担行為でありまして、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によるというものであります。

第3条は、一時借入金でありまして、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の

借り入れの最高額は3,000万円と定めるというものであります。

次に、40ページをお開きください。第2表、債務負担行為でありまして、記載の平成27年度栃木市水洗便所改造資金利子補給補助金につきましては、期間は平成28年度から平成31年度まで、限度額は14万5,000円であります。

次に、歳入歳出予算について、歳出からご説明いたしますので、648、649ページをお開きください。1款1項1目一般管理費でありまして、中ほどの財源内訳欄のその他の特定財源は、農業集落排水使用料及び排水申請手数料であります。右の説明欄をごらんください。まず、職員人件費につきましては、職員課所管となりますが、下水道課職員2名分の人件費であります。

次の県市町村総合事務組合負担金(退職手当)につきましても、同じく職員課所管となりますので、説明は省略させていただきます。

次の農業集落排水事務費につきましては、農業集落排水の事務に要する経常的事務費であります。 次の消費税及び地方消費税につきましては、農業集落排水使用料に含まれております消費税を納 付するものであります。

次の農業集落排水普及対策事業費につきましては、水洗便所改造資金の融資に対する利子補給補助金であります。

次の使用料徴収事務委託費につきましては、農業集落排水使用料の徴収事務を水道事業へ委託する委託料であります。

続きまして、652、653ページをお開きください。2款1項1目施設管理費でありまして、中ほどの財源内訳欄のその他特定財源は、農業集落排水使用料であります。右の説明欄の施設管理費につきましては、処理場6カ所及びマンホールポンプの維持管理や清掃などの処理施設管理業務等委託料、それから公共汚水桝移設工事費、排水装置の真空弁などの施設補修用資材費、記載のほかには処理施設の光熱水費、処理施設の維持補修費が主なものであります。

次に、2目施設建設費でありまして、中ほどの財源内訳欄のその他特定財源は、受益者分担金であります。

右の説明欄の建設事業費につきましては、公共汚水ますの設置及び舗装本復旧工事などの施設整備工事費であります。

続きまして、654、655ページをお開きください。3款1項1目元金につきましては、右の説明欄の市債償還元金でありまして、これまで農業集落排水事業のために借り入れました市債の元金償還金65件分であります。

次に、2目利子につきましては、右の説明欄の市債償還利子でありまして、これまで借り入れま した市債の償還利子66件分であります。

続きまして、656ページをお開きください。4款1項1目予備費であります。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入に移らせていただきますので、642、643ページをお開きください。1款1項1目1節受益者分担金につきましては、右の説明欄の各地区の受益者分担金でありまして、新規加入者の分担金が主なものであります。

次に、2款1項1目1節農業集落排水施設使用料につきましては、右の説明欄の各地区の農業集落排水施設使用料でありまして、使用世帯及び新規接続を見込んだ使用料及び最後の農業集落排水施設土地使用料は、栃木ケーブルテレビの電柱の土地使用料であります。

次に、2項1目1節農業集落排水申請手数料につきましては、右の説明欄の各地区の排水申請手 数料でありまして、排水設備計画確認手数料及び排水設備検査手数料であります。

次に、644、645ページをお開きください。次の2節受益者負担金督促手数料につきましては、右の説明欄の受益者分担金督促手数料であります。

次に、3款1項1目1節一般会計繰入金につきましては、右の説明欄の一般会計繰入金でありまして、農業集落排水特別会計における財源として一般会計から繰り入れさせていただくものであります。

次に、4款1項1目1節前年度繰越金につきましては、右の説明欄の前年度繰越金でありまして、 前年度からの繰越金であります。

次に、5款1項1目1節預金利子につきましては、右の説明欄の預金利子でありまして、本会計における預金利子であります。

次に、646、647ページをお開きください。 2項1目1節雑入につきましては、右の説明欄の雑入でありまして、他事業の施工に伴い、公共汚水ます移設工事を行った際の物件移設補償金であります。

次の2目1節消費税還付金については、項目保存であります。

以上で平成27年度栃木市農業集落排水特別会計予算についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長(入野登志子君) 以上で当局の説明は終わりました。

◎議案第8号の上程、説明

○委員長(入野登志子君) 次に、日程第4、議案第8号 平成27年度栃木市医療福祉モール特別会 計予算の説明聴取を議題といたします。

それでは、当局から説明を求めます。

松澤都市建設課長。

○大平総合支所都市建設課長(松澤賢一君) ただいまご上程いただきました議案第8号 平成27年 度栃木市医療福祉モール特別会計予算についてご説明を申し上げます。

お手数ですが、予算書の41ページをごらんください。平成27年度栃木市の医療福祉モール特別会

計の予算は、次に定めるところによるというものであります。

第1条は、歳入歳出予算でありまして、第1項は歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ110万 3,000円と定めるというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」に よるというものであります。

次に、歳入歳出予算についてご説明を申し上げます。まず、歳出からご説明を申し上げますので、 お手数ですが、676ページ、677ページをごらんください。676ページ、677ページでございます。歳 出、1款1項1目医療福祉モール事業費でありますが、本年度予算額は110万3,000円でありまして、 表中ほどにあります財源内訳欄の特定財源のその他につきましては、土地建物貸付収入であります。

次に、右説明欄の医療福祉モール管理費につきましては、事業地内北側の樹木及び供用駐車場周 辺植栽等の管理業務委託料30万円と本特別会計剰余金の一般会計への繰出金80万3,000円でありま す。

次の678ページ、679ページの公債費につきましては、借入金完済に伴いまして廃款、廃項、廃目 とするものであります。

以上で歳出の説明を終了させていただきます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、ページ戻りまして674ページ、675ページを ごらんください。歳入、1款1項1目1節、説明欄の土地建物貸付につきましては、事業地内供用 駐車場の駐車台数46台分の賃貸収入であります。

次に、2項1目1節、説明欄の土地売払につきましては、項目保全として計上したものであります。

次に、2款1項1目1節、説明欄の前年度繰越金につきましては、平成26年度からの繰越金であります。

次に、3款1項1目1節、説明欄の預金利子につきましては、本特別会計における預金利子であります。

次の繰入金につきましては、借入金完済に伴いまして廃款、廃項、廃目とするものであります。 次に、680ページ、681ページをごらんください。本特別会計の地方債の現在高見込み額につきま しては、本事業の借入金が平成26年度をもって全て完済となりますことから、なしとするものであ ります。

以上で平成27年度栃木市医療福祉モール特別会計歳入歳出予算について説明を終了させていただきます。

○委員長(入野登志子君) 以上で当局の説明は終わりました。

[◎]議案第10号の上程、説明

○委員長(入野登志子君) 次に、日程第5、議案第10号 平成27年度栃木市水道事業会計予算の説明聴取を議題といたします。

それでは、当局から説明を求めます。

鈴木水道業務課長。

○水道業務課長(鈴木英夫君) ただいまご上程いただきました議案第10号 平成27年度栃木市水道 事業会計予算についてご説明いたします。

それでは、恐れ入りますが、栃木市予算書の701ページをお開きください。まず、第1条、総則であります。平成27年度栃木市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

次に、第2条は、業務の予定量であります。(1)給水戸数は、前年度当初より約750戸増えまして5万6,000戸、(2)年間総有収水量は、前年度当初より約9万立方メートル減りまして1,569万3,000立方メートル、(3)1日平均有収水量は、前年度当初より約250立方メートル減りまして4万2,995立方メートル、(4)主な建設改良事業は、栃木市水道統合事業、以下記載のとおり予定しております。

次に、第3条は、収益的収入及び支出の予定額であります。まず、収入の第1款水道事業収益は、 前年度当初より約8,400万円減りまして27億4,326万4,000円、内訳は記載のとおりであります。

次に、支出の第1款水道事業費用は、前年度当初より約8,300万円減りまして25億7,841万8,000円、内訳は記載のとおりであります。

続きまして、702ページをごらんください。第4条は、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定めるというものでありまして、以下の括弧書きにつきましては、収入が支出に不足する額の補填内容でありますが、説明は省略させていただきます。

まず、収入の第1款資本的収入は、前年度当初より約760万円減りまして4億486万9,000円、内 訳は記載のとおりであります。

次に、支出の第1款資本的支出は、前年度当初より約8,000万円増えまして20億8,248万3,000円、 内訳は記載のとおりであります。

次に、第5条は継続費であります。寺尾地区簡易水道事業のうち星野浄水場施設整備工事関連事業を総額4億6,443万円の継続事業とし、平成27年度に1億4,580万円、平成28年度に3億1,863万円を割り振るというものであります。

続きまして、703ページをごらんください。第6条は債務負担行為であります。平成27年度の末に契約期間が終了となります浄水場施設等警備業務委託を表のとおりの期間及び限度額で債務負担 行為をするというものであります。

次に、第7条は企業債であります。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は表のとおり定め、起債の限度額につきましては、合計で1億円にしたいというものであります。

次に、第8条は、一時借入金の限度額を1億円に定めるというものであります。

次に、第9条は、予定支出の各項の経費の金額を営業費用と営業外費用との間で流用することが できると定めるというものであります。

次に、第10条は、職員給与費 2 億5, 424万8, 000円は、議会の議決がなければ流用できない経費と 定めるというものであります。

続きまして、704ページをごらんください。第11条は、他会計からの補助金であります。一般会計からの補助金を受ける金額は395万3,000円でありまして、その内訳は記載のとおりであります。

次に、第12条は、たな卸資産の購入限度額を4,815万3,000円に定めるというものであります。

続きまして、705ページをお開き願います。予算に関する説明書でありますが、2の予定キャッシュ・フロー計算書について説明させていただきますので、続きまして711ページをお開き願います。平成27年4月1日から平成28年3月31日までの予定キャッシュ・フロー計算書でありますが、1の業務活動、2の投資活動、3の財務活動によるキャッシュ・フロー計算をいたしまして、下の3行に記載のとおり、年度当初の資金期首残高の36億6,772万3,079円から資金増加額6億7,155万7,061円減りまして、年度末の資金期末残高として29億9,616万6,018円を予定するものであります。ほか説明は省略させていただきまして、詳細につきましては、別冊の栃木市水道事業会計の予算の参考資料により古澤水道工務課長から説明させていただきます。

以上で説明を終わります。

- ○委員長(入野登志子君) 古澤水道工務課長。
- ○水道工務課長(古澤一豊君) それでは、別冊の平成27年度栃木市水道事業会計予算の参考資料についてご説明させていただきます。それでは、資料の1ページをお開きください。初めに、収益的収入で支出の収入であります。1款1項1目給水収益につきましては、給水戸数5万6,000戸分の水道料金収入であります。

次に、2目受託工事収益につきましては、寺尾地区及び大平土与地区等の給水申し込みに伴います水道工事負担金3,593万2,000円が主なものであります。

次に、3目その他の営業収益につきましては、手数料のうち給水工事の設計審査及び竣工検査手数料220万円と、その下の雑収益のうち下水道使用料徴収事務負担金5,886万2,000円及び消火栓維持管理負担金3,122万7,000円が主なものであります。

次に、2項1目受取利息及び配当金につきましては、定期預金等利息及び短期国債等利息であります。

次に、2目他会計補助金につきましては、児童手当負担金等一般会計繰入金138万円が主なものであります。

次に、3目長期前受金戻入につきましては、補助金等により取得した固定資産の減価償却、資産 減耗に係る戻し入れ予定額であります。

続きまして、3ページをお開きください。支出であります。まず、1款1項1目原水及び浄水費

につきましては、節区分の中ほどにあります委託料のうち浄水場等施設運転及び維持管理業務委託料 1億1,441万1,000円及び水質検査業務委託料2,384万7,000円が主なものであります。

次に、4ページをごらんください。2目配水及び給水費につきましては、節区分の一番下の委託料のうち量水器交換業務委託料2,654万1,000円及び漏水調査業務委託料1,900万円と、ページ変わりまして5ページ、節区分の4行目、修繕費のうち給・排水管漏水等修繕費8,371万8,000円が主なものであります。

次に、3目受託工事費につきましては、6ページ節区分の3行目、請負費のうち各地域の新規水道申し込みに伴います給水管布設工事請負費3,300万6,000円が主なものであります。

次に、4目業務及び総係費につきましては、節区分の一番下の委託料のうち上下水道事業徴収事務委託料7,938万円と、ページ変わりまして7ページ、節区分の3行目、賃借料のうち水道料金会計起債管理システム等のハード及びソフトの賃借料1,091万円が主なものであります。

次に、5目減価償却費につきましては、有形固定資産の減価償却費であります。

次に、6目資産減耗費につきましては、配水管布設替に伴う固定資産除却費が主なものであります。

続きまして、2項1目支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、ページ変わりまして8ページ、節区分の1行目、企業債利息が主なものであります。

次に、2目消費税及び地方消費税につきましては、消費税及び地方消費税納付予定額であります。 続きまして、9ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入であります。まず、1款1項1目企業債につきましては、寺尾地区簡易水道事業企業債8,000万円及び老朽管更新事業に係る企業債2,000万円であります。

次に、3項2目国庫補助金につきましては、寺尾地区簡易水道事業国庫補助金1億4,340万円及 び重要給水施設配水管事業国庫補助金3,300万円が主なものであります。

次に、4項1目工事負担金につきましては、下水道工事に伴う水道工事負担金2,090万円及び消火栓設置に伴う増径工事等負担金6,820万7,000円が主なものであります。

続きまして、10ページをごらんください。支出であります。1款1項1目栃木市水道統合事業費につきましては、西方浄水場内の取水能力の低下している1号及び2号取水源を廃止し、新たに7号水源を整備するための工事請負費4,698万円が主なものであります。

1款1項2目寺尾地区簡易水道事業費につきましては、主要事務事業で説明されておりますので、説明は省略させていただきます。

次に、3目上水道整備事業費につきましては、大平町土与地内配水管布設工事2本分の工事請負費3,904万2,000円及び県道宇都宮亀和田栃木線電線共同溝配水管布設替工事請負費2,851万2,000円が主なものであります。

続きまして、11ページをごらんください。次に、4目水道設備更新事業費につきましては、川原

田浄水場配水ポンプ設備等更新工事請負費 2 億2,000万5,000円及び大平蔵井浄水場 3 号 4 号配水ポンプ盤更新工事請負費2,430万円が主なものであります。

次に、5目老朽管更新事業費につきましては、岩舟地域の石綿セメント管布設替工事7本分、工事請負額1億1,954万5,000円及び藤岡地域の石綿セメント管布設替工事3本分の工事請負額7,746万9,000円であります。

次に、6目管路耐震化事業費につきましては、栃木、都賀、西方地域の硬質塩化ビニール管をダクタイル鋳鉄管に布設替をする工事であります。

続きまして、12ページをごらんください。8目固定資産取得費につきましては、量水器購入費及び土地購入費が主なものであります。

次に、2項1目企業債償還金につきましては、企業債元金償還金であります。

以上で平成27年度栃木市水道事業会計予算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長(入野登志子君) ありがとうございました。

以上で当局の説明は終わりました。

なお、繰り返しますが、本件につきましては、3月9日開催の常任委員会において審査願うこと になりますので、本日はお聞きおく程度といたします。

◎閉会の宣告

○委員長(入野登志子君) 以上で建設常任委員会を終了いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

(午後 3時11分)